

# 伊予市耐震改修促進計画

平成20年3月  
平成23年9月改正  
平成30年3月改正  
令和2年3月改正  
令和4年4月改正  
令和4年12月改正

## 目次

第1 基本方針 .....	P1
1 目的	
2 予防対策の推進	
3 応急対策の推進	
第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等 .....	P2
1 愛媛県の特徴	
2 想定される地震	
3 想定される被害の状況	
第3 耐震化の現状 .....	P6
1 住宅	
2 多数の者が利用する建築物等	
第4 耐震化の目標	
1 減災対策の効果	
2 目標の設定	
第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 .....	P8
1 住宅及び建築物の所有者等、県、市の役割等	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	
4 特定建築物の耐震化の促進	
5 地震時の総合的な安全対策に関する事項	
6 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項	
7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 ·	P12
1 地震ハザードマップ(防災マップ)について	
2 相談体制の整備及び情報提供について	
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	
4 自主防災組織等との連携	
第7 「被災建築物応急危険度判定」の実施計画 .....	P13
第8 実施期間 .....	P14
第9 計画の見直し .....	P15

## 第1 基本方針

### 1 目的

伊予市耐震改修促進計画(以下「市計画」という。)は、「愛媛県防災対策基本条例」(平成28年条例第33号、以下「条例」という。)、「愛媛県耐震改修促進計画」(以下「県計画」という。)、「伊予市地域防災計画」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。)第6条第1項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

#### (1) 予防対策

市内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産の保護を図る。

#### (2) 応急対策

被災した住宅及び建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

### 2 予防対策の推進

市内のストックの状況及び被害が生じた際の利用者及び周辺への影響を鑑み、耐震化の促進を図る住宅及び建築物は次のものとし、法の積極的運用及び国庫補助事業等の活用により推進を図る。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準の住宅
- (2) 法第14条第1号から第3号に掲げる建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準のもの(以下「特定建築物」という。)

法第14条第1号:多数の者が利用する建築物  
法第14条第2号:危険物を貯蔵又は処理する用途に供する建築物  
法第14条第3号:県計画及び市計画に記載された道路の沿道建築物  
(第5第6項関係)

なお、次に掲げる建築物については、重点的に耐震化の推進を図るものとする。

- (1) 木造戸建て住宅
- (2) 法附則第3条第1項に規定する緊急安全確認大規模建築物(第5第4項関係)
- (3) 法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載する要安全確認計画記載建築物  
(第5第5項関係)

### 3 応急対策の推進

応急対策は、県計画及び市計画に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき、県、市町及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」(以下「協議会」という。)が迅速かつ的確な実施を図るものとする。

## 第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

### 1 愛媛県の特徴

#### (1) 地形・地質

愛媛県は四国の北西部に位置し、瀬戸内海(燧灘、安芸灘、伊予灘)と宇和海に接している。大小200あまりの島が点在し、東西を走る中央構造線を境に、北部に平野が、南部に四国山地が連なる地域である。

#### (2) 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。

全体として、長さは約290kmで、連続的に分布しており、過去には、複数の区間(セグメント)で同時又は分かれて活動したと推定されているが、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

#### (3) 南海トラフ

日向灘から、駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として、大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面が沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面が破壊する(ずれる)ことによって発生する。また、震源域全体がすべてで発生する地震が、「最大クラスの巨大地震(南海トラフ巨大地震)」であり、この震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

#### (4) 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に、西北に沈み込むフィリピン海プレート内部がずれることによって M6.7～7.4 の大地震が発生する可能性がある。1649年以降に M6.7～7.4 の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は、1905年の芸予地震(M7.2)、2001年の芸予地震(M6.7)である。

### 2 想定される地震

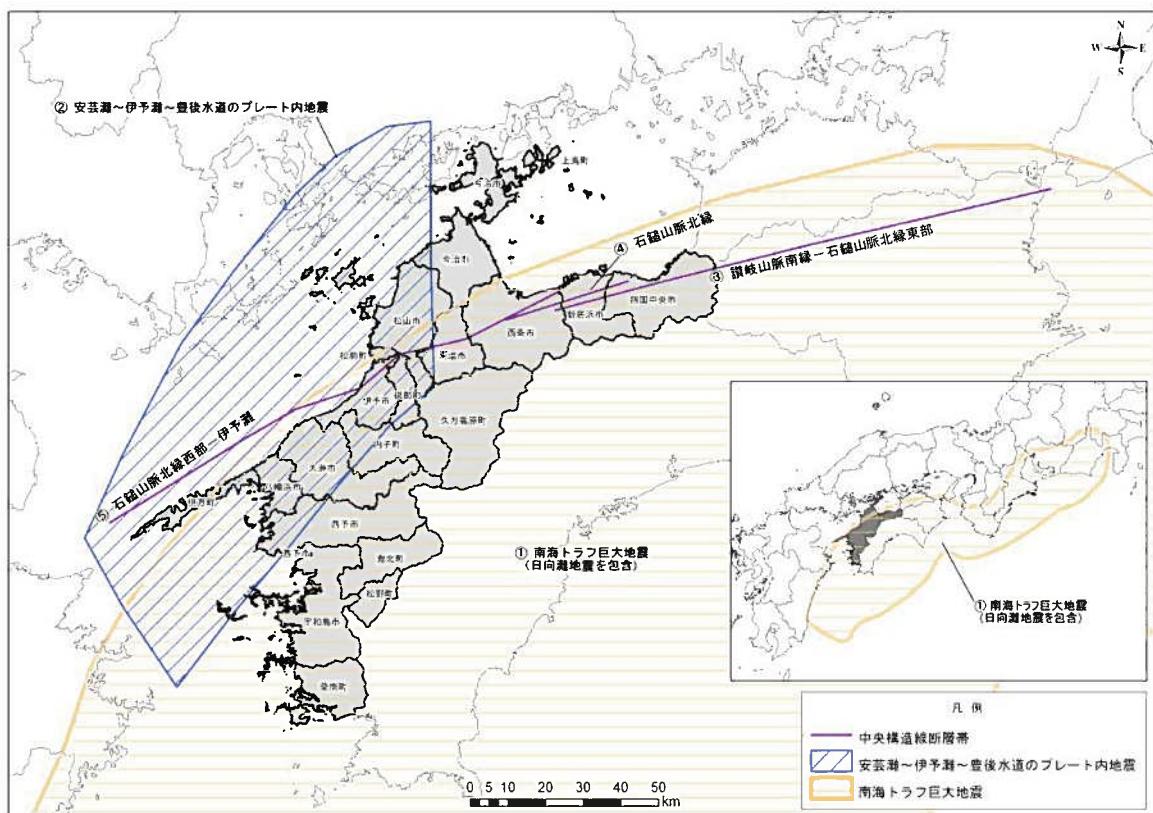
愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来100年から150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生している。

また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。このことから、伊予市地域防災計画では、想定される地震を、【表1-1】及び【図1-1】としている。

【表1-1】想定地震

区分	名称	マグニチュード
(1) 海溝型地震	①南海トラフ巨大地震	9.0
	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(芸予地震)	7.4
(2) 内陸型地震	③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(中央構造線断層帯)の地震	8.0
	④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震	7.3
	⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘(中央構造線断層帯)の地震	8.0

【図1-1】想定地震の発生領域



### 3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物等の被害については、地域防災計画において被害想定（「愛媛県地震被害想定調査(最終報告)」（平成25年12月））が示されており、本市に最も大きな被害が想定されるものは【表1-2】のとおり。

【表1-2】被害想定結果

地 震 名	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)		
想定シーン	人的被害:冬深夜 人物的被害以外:冬 18 時		
風 速	冬深夜:9.9 m/s(風向き S) 冬 18 時:9.5 m/s(風向き NW)		
建 物 被 害			
建 物 総 数	30,909 棟		
搖 れ	全壊	1,559 棟 (5.0%)	
	半壊	3,814 棟 (12.3%)	
液 状 化	全壊	297 棟 (1.0%)	
	半壊	362 棟 (1.2%)	
土砂災害	全壊	43 棟 (0.1%)	
	半壊	99 棟 (0.3%)	
津 波	全壊	100 棟 (0.3%)	
	半壊	375 棟 (1.2%)	
火 災	焼失棟数	4,877 棟 (15.8%)	
	焼失面積	196.67 ha ( - )	
屋外転倒及び落下物の発生			
ブロック塀・自動販売機等の転倒数	ブロック塀	432 件	
	石塀	241 件	
	コンクリート塀	92 件	
	自動販売機	13 台	
屋外落下物が発生する建物棟数	飛散物	664 棟	
	非飛散物	664 棟	
人 的 被 害			
建物倒壊	死者数	86 人	
	負傷者数 (うち重傷者数)	1,077 人 (172 人)	
	死者数	4 人	
土砂災害	負傷者数 (うち重傷者数)	5 人 (2 人)	
	死者数	432 人	
	負傷者数 (うち重傷者数)	19 人 (6 人)	
津波	死者数	30 人	
	負傷者数 (うち重傷者数)	55 人 (15 人)	
火災			

ブロック塀の倒壊等	死者数	0人
	負傷者数 (うち重傷者数)	0人 (0人)
屋外落下物	死者数	0人
	負傷者数 (うち重傷者数)	0人 (0人)
屋内収容物移動等	死者数	5人
	負傷者数 (うち重傷者数)	80人 (17人)
合計	死者数	557人
	負傷者数 (うち重傷者数)	1,236人 (212人)
揺れによる要救助者数 (自力脱出困難者数)	要救助者数	247人
津波被害に伴う要救助者・検索者	要救助者	2人
	要検索者	451人
全避難者数 (避難所外避難者を含む。)	1日後	12,486人
	1週間後	12,977人
	1か月後	12,234人
避難所避難者数	1日後	7,900人
	1週間後	7,332人
	1か月後	3,670人

### 第3 耐震化の現状

#### 1 住宅

平成25年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約13,800戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約6,400戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内の住宅の耐震化の状況は約72%と、全国平均(約82%)を下回る水準であった。

平成30年度住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約13,900戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約5,200戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、市内の住宅の耐震化の状況は【表2-1】のとおりであり、約72%と、全国平均(約87%)を下回る水準となっている。

【表2-1】住宅の耐震化の推計（平成30年度央）

区分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅 ②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
木造戸建	6,160	4,620 780	10,780	6,940	64.4%
共同 住宅等	2,520	610 520	3,130	3,040	97.1%
合計	8,680	5,230 1,300	13,910	9,980	71.7%

#### 2 多数の者が利用する建築物等

平成27年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、市内における法第14条第1号及び第2号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」)の耐震化の状況は、全体の95棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは、35棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは、30棟と、約7割で、耐震化率は89.4%と全国平均(約85%)をやや上回っていた。

令和3年度末時点における、多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、【表2-2】及び【表2-3】のとおりであり、耐震化率は89.4%と県平均80.6%及び全国平均の約89%を上回っていた。

【表2-2】多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(令和3年度末)

区分	昭和56年 6月以降の 建築物棟数 ①	昭和56年5月 以前の建築物棟数 ② うち耐震性 有③	建築物棟数	耐震性有 建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
			④ (①+②)		
法第14条 第1号	60	35 25	95	85	89.4%

【表2-3】多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(所有者別)(令和3年度末)

区分	昭和56年 6月以降の 建築物棟数 ①	昭和56年5月 以前の建築物棟数 ② うち耐震性 有③	建築物棟数	耐震性有 建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
			④ (①+②)		
公共	25	22 20	47	45	95.7%
民間	35	13 5	48	40	83.3%
合計	60	35 25	95	85	89.4%

## 第4 耐震化の目標

### 1 減災対策の効果

減災効果がある防災への取組は多数あるが、愛媛県地震被害想定調査結果(最終報告)では、県内で人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震(陸側ケース)を例とし、今後の防災への取組がどの程度の減災効果を及ぼすかを試算している。(想定シーンは、人的被害以外を冬18時強風、人的被害を冬深夜強風)

#### (1) 住宅及び建築物の耐震性の強化

市内の住宅の耐震化率は、現状(平成30年度央)で約72%となっている。旧耐震基準の住宅及び建築物が、建て替えや耐震化により全て耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は1,559棟から157棟に軽減され、約10分の1となる。

さらに、耐震化を行えば、住宅及び建築物の倒壊による火気器具・電熱器具からの出火を防ぐことができるほか、倒壊して自力脱出が困難となることや、延焼拡大時に避難路を防ぎ避難を困難となることも防ぐことができることから、倒壊・火災による死者数は116人から6人に軽減され、約19分の1となる。加えて、住宅及び建築物の被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、1日後の避難所における避難者も7,900人から4,740人に軽減され、約5分の3となる。

### (2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化

全国の家具等の転倒・落下防止対策実施率である約26.2%を基に被害を想定し、この実施率を100%にすることで、死者数は約5分の1に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となることから、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要となる。

### (3) 津波避難の迅速化

地震発生後、全員が迅速に避難すれば、20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、死者数は約9分の2に軽減できる。

## 2 目標の設定

南海トラフ巨大地震が発生すれば、これまでに経験したことがない規模の被害を受けることとなるが、耐震化や早期避難等、対策を講じることによって被害は激減することを十分理解し、平時からしっかりと備えることが必要である。

また、施設等や経済的な被害については、被害ゼロを目指にすることは現実的でなく、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう各々が対応できることを見極め備えておくことが重要である。

住宅の耐震化率については、県計画では、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率約82.4%を令和7年度末には90%、令和12年度末には95%とすることを目標としている。

本市においては、県計画の現状と目標では、およそ10%程度の差があることなどを考慮し、令和7年度末において、耐震化率80%を目標とするが、県計画の目標値に近づくよう努めるものとする。

また、多数の者が利用する建築物については、現状の耐震化率89.4%を令和7年度末には90%とすることを目標とする。

## 第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1 住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等

住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等については、条例に定めるもののか、次のとおりとする。

#### (1) 住宅及び建築物の所有者等(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)の役割

住宅及び建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として認識し取り組む。

#### (2) 市の役割

市は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅及び建築物の計画的な耐震化を推進するため、市計画に、地域の実情に応じた施策を定めることとし、必要に応じ

て、耐震診断、耐震改修等に対する助成を行い、耐震化を推進する。

また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みの展開することとする。加えて、市が管理する施設について、計画的に耐震化を進め、自ら耐震性の確保に努めるここととする。

#### (3) 県の役割

県は、住宅及び建築物の所有者等の取組みや市町の取組みを支援するため、耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備等を行い、必要に応じ、市が実施する耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業に対して助成を行う。また県、市町、公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人愛媛県中小建築業協会及び株式会社愛媛建築住宅センター(以下「建築関係団体等」という。)で組織する「協議会」において、地震災害に対する予防対策及び応急対策の推進を図る。

#### (4) 市町、県及び協議会の連携

協議会の構成員である市町、県及び建築関係団体等は、「県計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

### (1) 住宅の耐震化の促進について

本市は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行い、住宅の耐震化を推進する。また、県と協力して、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(県及び市町共同策定)に基づく取組みを実施する。

- ・ 本市は、住宅の所有者が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づく「木造住宅耐震診断事業」等を実施する場合、技術的な支援を行い既存の木造住宅の耐震化を促進する。また、住環境の整備を図ることを目的に、住宅の改修に関する情報提供を行う。
- ・ 本市は、住宅の所有者が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」により実施する耐震診断について、伊予市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱に基づき費用の一部について補助をする。
- ・ 本市は、耐震診断の結果、倒壊の可能性がある及び倒壊の危険性が高い、と判定された住宅について、伊予市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱に基づき費用の一部について補助をする。

### (2) 建築物の耐震化の促進について

本市は、県計画及び市計画に位置付けられた特定建築物及び避難所等、災害時に重要な機能を果たす建築物、災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物について、国庫補助事業等を活用し、耐震化を促進する。

## 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

### (1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業

本市は、県が実施する「愛媛県住宅リフォーム支援事業」を市民に推奨する。

### (2) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

本市は、住宅の地震対策、県民の防災意識向上のために自主防災研修会や防災

フェア、地区公民館等に出向き、過去の地震被害のことや住宅の耐震診断及び耐震補強工事の方法等の住まいの地震対策について講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、市内の一戸建て住宅を対象に、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

#### 4 特定建築物の耐震化の促進

##### (1) 指導対象建築物

耐震診断を行うべき建築物の選定及び耐震診断を誘導すべき区域等の設定は、法第14条に該当する建築物を指導対象建築物とし、個別の建築物の状況を勘査して耐震改修の必要性が高いと思われる建築物から順次指導、耐震化等を行うものとする。ただし、法第14条に属さない建築物であっても、特に耐震化の必要が高いものは対象建築物とすることができます。

##### (2) 指導方法

対策の促進にあたっては、別に定める「耐震改修指導台帳」を作成し、指導対象建築物の耐震診断実施状況等についての積極的な把握に努め、効果的かつ継続的な対策の推進を図るものとする。

個別の指導対象建築物の所有者等に対する指導は、作成した台帳に基づき文書による耐震診断・耐震改修状況の把握及び啓発を行うこととする。

##### (3) 優先順位

優先的に耐震診断・改修を実施する建築物は指導対象建物のうち、学校等で、避難場所や防災拠点となる公共性の高い施設とする。加えて、市が管理する施設については、自ら耐震性の確保に努めることとする。

##### (4) 「住宅・建築物耐震改修等事業」等の活用

本市は、市計画に位置付けられた特定建築物について、「住宅・建築物耐震改修等事業」及び「社会資本整備事業、地域住宅交付金」等の積極的な活用により、耐震化を促進する。

#### 5 地震時の総合的な安全対策に関する事項

##### (1) 家具の転倒対策

市は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等、家庭における防災対策に関する知識等を周知、指導する。

##### (2) 窓ガラス・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。(参考:条例第10条第2項)

##### (3) ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、市は、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法、既存ブロック塀の補強方法及びフェンスや生垣への転換等について周知、指導を行うこととし、別紙1に定める災害時の重要な避難路等については、ブロック塀の安全確保を推進することとする。

また、同様に自動販売機についても、安全な設置方法について、周知、指導する。  
(参考:条例第10条第3項)

#### (4) 既設エレベーターの防災対策

地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保を図るため、重点的に取り組む区域として市内全域を指定し、建築基準法第2条に規定する特定行政庁(以下「特定行政庁」という。)は、建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等をとらえ、現行基準に適合しないエレベーターが設置された建築物の所有者等に対して、事故のリスク等を周知し、安全性の確保を指導すると共に、地震の初期微動を感じて最寄りの階に停止する装置(P波感知型地震時管制運転装置)の設置、主要機器の耐震補強措置、及び戸開走行保護装置の設置の導入促進に取り組む。

#### (5) 天井脱落防止対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多くみられたことから、特定行政庁は、建築基準法による定期調査報告等を活用して状況把握に努め、劇場、避難所等震災時の安全確保・機能確保が特に必要な施設等について、天井の脱落防止対策の促進に取り組む。

#### (6) 屋根ふき材の脱落防止対策

地震時に屋根ふき材が脱落・飛散した場合に、周辺建築物や通行人に被害を及ぼす可能性があることから、基準風速(※)34m/s の地域を重点的に取り組む区域として指定し、県及び市町は、当該地域における屋根ふき材の脱落防止対策を推進することとする。(※)平成12年建設省告示第1454号第2に規定する基準風速

#### 【参考】

※すまいのしおり

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/shiori/shiori.html>

※自宅の家具転倒防止対策について

<http://www.pref.ehime.jp/h15350/7258/chair/index-chair3.html>

※既設昇降機への安全装置(戸開走行保護装置・地震時管制運転装置)の設置に関するお願いについて

<http://www.pref.ehime.jp/h41000/syoukouki.html>

## 6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第6条第3項第2号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として、「愛媛県地域防災計画」で一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路として指定された道路のうち、市内の緊急輸送道路【表3-1】に掲げる市内の道路について沿道の建築物の耐震化を推進する。

また、発災後、早期に啓開すべき路線である「愛媛県道路啓開計画」のステップⅠ及びⅡ(高速道路を除く。)の路線に接する敷地内にある法第14条第1号の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

【表3-1】緊急輸送道路一覧(「愛媛県地域防災計画(令和3年2月)資料編」より)

	路線名	区間
一次緊急輸送路	四国縦貫自動車道	徳島県境～川之江JCT～大洲IC
	一般国道(56号)	高知県境～松山市二番町4丁目
	一般国道(378号)	伊予市下吾川～大洲市長浜町長浜
	県道 松山伊予線	松山市和泉北1丁目～伊予市上野
	県道 伊予松山港線	伊予市下吾川～松山市三津3丁目
	県道 伊予川内線	伊予市下吾川～東温市南方
	市道 稲荷中村線	伊予市中村八幡～伊予市中村八幡
二次緊急輸送路	県道 広田双海線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘
	市道 稲荷下三谷線	伊予市上三谷～伊予市稻荷
	市道 下三谷楠木線	
	市道 梶野上線	伊予市双海町上灘～伊予市双海町上灘

## 7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を周知する。

## 第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 1 地震ハザードマップ(防災マップ)について

本市では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」に基づき、伊予市防災マップを作成し、インターネット等によって公開している。

#### 【参考】

※伊予市防災マップ

<https://www.city.iyo.lg.jp/bousai/kurashi/map/index.html>

### 2 相談体制の整備及び情報提供について

#### (1) 法の普及・啓発

市は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

#### (2) 相談窓口の設置

市は、既存建築物の耐震診断と改修について、県民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

### 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市は、愛媛県住宅リフォーム支援事業を推奨するとともに、リフォーム相談の機会などを活用し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

また、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの端部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げをはがすときは、既存の筋かい、柱頭・柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、事業者向け講習会、市民向け耐震講座等様々な機会を利用し普及・啓発に努める。

#### 4 自主防災組織等との連携

市は、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

### 第7 「被災建築物応急危険度判定」の実施計画

#### (1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るために、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することとする。

#### (2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるとところによる。

##### ① 被災建築物応急危険度判定(以下「判定」という。)

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るために、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

##### ② 応急危険度判定士(以下「判定士」という。)

前項の判定業務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

##### ③ 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

#### (3) 震前対策

① 市は、判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。

##### (イ) 判定実施の決定

##### (ロ) 判定実施本部の設置

##### (ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等

##### (二) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

##### (ホ) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者(以下「判定士等」という。)の確保、判定の実施体制等

##### (ヘ) 県に対する支援要請に関する事項

##### (ト) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(チ) 判定資機材の調達、備蓄

(リ) その他必要な事項

② 市は、県と協力して、所定の判定用敷材を備蓄するものとする。

(4) 判定実施の事前準備

① 市は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、災害対策本部や避難所等の優先的に判定を実施する必要のある施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。

② 市は判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(5) 判定の実施

① 市は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

② 市は、判定の実施のための支援を県に要請することができる。

③ 市及び県は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

⑤ 市は、所定の判定用資機材が不足する場合は、県に調達を要請するものとする。

(6) 市と県間の連絡調整等

① 市は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。

② 判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(7) 県及び他市に対する支援の要請並びに他市に対する支援等

① 市は、市内の地震被害が大規模であること等により、県及び他市の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、愛媛県知事及び広域支援本部、他市長に対し、必要な支援を要請するものとする。

② 市は、愛媛県知事及び広域支援本部、他市長から判定に対する支援要請があった場合は、支障のない限り必要な支援に努めるものとする。

(8) その他

① 市及び県と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。

② 市は、この実施計画を、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。

③ この実施計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

## 第8 実施期間

令和4年度から令和7年度を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

## 第9 計画の見直し

市計画は隨時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

### 附則

この計画は、平成20年3月27日から施行する。

なお、「伊予市既存建築物耐震改修促進実施計画」(平成17年7月1日制定)については、平成20年3月26日をもって廃止する。

### 附則

この計画は、平成23年9月20日から施行する。

### 附則

この計画は、平成30年3月30日から施行する。

### 附則

この計画は、令和2年3月26日から施行する。

### 附則

この計画は、令和4年3月31日から施行する。

### 附則

この計画は、令和4年12月7日から施行する。

## 別紙1

### ブロック塀等の安全確保を推進する災害時の重要な避難路について

「第4建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」「3地震時の総合的な安全帯対策に関する事項」に記載する、災害時の重要な避難路等については、以下に掲げるものとする。

#### 1 緊急輸送道路

地震等災害発生後に、救助活動の円滑な実施や物資輸送の確保を行ううえで重要な道路として「伊予市地域防災計画」に掲げる緊急輸送道路

#### 2 通学路

各学校が指定している通学路

#### 3 避難路

住宅や事業所等から「伊予市地域防災計画」に掲げる指定避難所、指定緊急避難場所へ至る道

※1:災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項に規定する市町長が指定する指定緊急避難場所をいう。

※2:災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項に規定する市町長が指定する指定避難場所をいう。